

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

監 査 公 表

●岡山県監査公表第一号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定による監査請求について、同条第四項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成十八年九月八日

岡山県監査委員	鈴 木 茂
岡山県監査委員	井 元 乾 一 郎
岡山県監査委員	古 永 謙 一 郎
岡山県監査委員	平 野 畑 一 郎

一 監査の請求

平成18年7月14日、次のとおり岡山県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、提出された。

1 請求人

岡山市乙多見347番地
特定非営利活動法人市民オンズマソおかやま
代表者代表幹事 重田 龍三

2 請求の要旨

請求人の請求の要旨は、次のとおりである。

- (1) 岡山県が、岡山県議会議員小田春人（以下「小田議員」という。）及び元岡山県議会議員桑山博之（以下「桑山元議員」という。）に対し、平成17年8月15日から同月24日の期間ドイツ、スウェーデン及びデンマークを視察先として行った海外視察の旅費として支払った金員（小田議員につき金1,108,154円、桑山元議員につき1,107,444円）の支出のうち、各金251,100円の支出は違法なので、
- ① 小田議員に対し金251,100円を岡山県に返還するよう、
- ② 桑山元議員に対し金251,100円を岡山県に返還するよう、
- ③ 石井正弘（岡山県知事）及び青山勝（支出負担行為につき専決裁をした岡山県議会事務局総務課長）に対し各自金502,200円を岡山県に賠償するよう、それぞれ請求することを求める。

(2) 請求の理由

- ① 小田議員及び桑山元議員は、平成17年8月15日から同月24日の期間、ドイツ、スウェーデン及びデンマークを視察先として海外視察を行った。
 - ② 岡山県は、海外視察の旅費として
 - ア 小田議員に対し、平成17年8月12日ころ、概算払として金1,090,410円を支払い、
 - イ 桑山元議員に対し、平成17年8月12日ころ、概算払として金1,089,700円を支払い、
 - ウ 平成17年9月22日ころ、両名に対しそれぞれ、精算として金17,744円を支払った。
- 概算払及び精算の際の支出負担行為は、当時の岡山県議会事務局総務課長青山勝が専決で決裁した。
- ③ 株式会社ジェイテイクービーは、平成17年8月2日、本件海外視察についての旅程表及び旅行代金見積書を、平成17年9月7日、同じく旅行代金精算書を作成して、岡山県に提出した。前項記載の旅費の支払は、これら旅程表、旅行代金見積書及び旅行代金精算書に基づいてなされている。
 - ④ 株式会社ジェイテイクービーの旅行代金精算書によれば、現地旅費として、
 - ア 平成17年8月16日 フランクフルト空港からフランクフルト市内のホテルまでの専用車代として金35,000円（見積書でも同額）、
 - イ 同月17日 フランクフルト「ゴミングラム」及び「環境エコ」視察のための専用車代として金85,000円（見積書でも同額）、
 - ウ 同月18日 フランクフルト市内のホテルからフランクフルト空港までの専用車代として金35,000円（見積書でも同額）、
 - エ 同月同日 ストックホルム空港から屋敷場所を経てストックホルム市内のホテルまでの専用車代として金75,000円（見積書でも同額）、
 - オ 同月20日 駅から視察後ホテルまで（後記ワルメ駅からオアスソ橋を経てコペンハーゲン市内のホテルまでと考えられるが、ストックホルム市内のホテルからストックホルム駅までの車代を含む可能性もある。）の専用車代として金150,000円（見積書では、ホテルから駅までの間の車代80,000円、駅からホテルまでの間の車代45,000円とされている。）、
 - カ 同月22日 日本貿易振興機構及びビニールスノー研究所視察のための専用車代として金125,000円（見積書では140,000円）、
 - キ 同月23日 コペンハーゲン市内のホテルからコペンハーゲン空港までの専用車代として金45,000円（見積書でも同額）、
- 合計金550,000円（見積書では520,000円）が計上されている。
- これらの専用車代とは別にストックホルムからワルメまでの間の鉄道代金1人13,000円が計上されており（見積書ではストックホルムからコペンハーゲンまでの間の鉄道代金1人18,000円が計上されている。）、さらに、同月19日ストックホルムでのタクシー領収証3通計11,134円分及び同月21日コペンハーゲン

ソでのタクシーの領収証3通計3,592円分が添付されている。

岡山県が小田議員及び桑山元議員両名に支払った旅費には、295,363円の現地交通費が含まれているが、当該金額は、

㊦ 前記精算書記載の計550,000円の専用車代の2分の1宛に当たる金275,000円、

㊧ 前記タクシー代金の2分の1宛に当たる金7,363円、

㊨ ストックホルムからマルメまでの間の1人分の列車料金13,000円の合計である。

㊩ 岡山県議会議員の海外視察の旅費用については、岡山県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年岡山県条例第99号。以下「議員条例」という。）第3条第2項ただし書において、「外国旅行の場合における費用弁償については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中指定職の職務にある者の外国旅行に関する規定の例により算出した額とする。」と定められている。

国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）は、

ア 第1章（総則）中の第7条で「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。」と定め、

イ 第3章（外国旅行の旅費）中の第32条において鉄道賃、第33条において船賃、第34条第1項において航空賃について詳細な定めをした上で、同条第2項において車賃について、「車賃の額は、実費額による。」と定めている。

㊪ 本件視察において利用したとされる専用車代は、いずれも専用車使用の必要がなく、費用が高額に過ぎるので、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」に該当せず、また専用車を使用せざるを得ない「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」はなかったから、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」の推定費用を超える部分の支出は違法である。

ア フランクフルト国際空港からフランクフルト市内のホテルがある同市中心部まで約12kmあり、タクシーを利用した場合の推定料金は25ユーロ（3,550円）で、高くとも5,000円を超えないものと推定される。

イ フランクフルトでの視察先「ゴミナプログラム」及び「環境エコ」は所在場所が明らかにされていないが、フランクフルト国際空港からフランクフルト市内のホテルまでの間のタクシー料金と専用車代金の価格比から判断すれば、タクシーを利用した場合の料金は10,000円を超えないものと推定される。

ウ ストックホルム国際空港からストックホルム市内のホテルの存在する同市中心部までは直通の高速列車が運行しており、その料金は190スウェーデン

クローナ（2,800円）である。当該ホテルは、ストックホルム中央駅の真向かいにある。

エ ストックホルムからマルメ、オアスン橋を経てコペンハーゲンまでは直通列車が運転されており（オアスン橋は道路・鉄道併用橋である。）、コペンハーゲンまでこの列車を利用した場合の料金は1人当たり18,000円である。オコペンハーゲンでの日本貿易振興機構及びニールスボーア研究所の視察にタクシーを利用した場合の料金は、10,000円を超えないものと推定される。カ コペンハーゲン国際空港はコペンハーゲン市内のホテルから約12kmの距離にあり、タクシーを利用した場合の料金は5,000円を超えないものと推定される。

よって、

㊦ 平成17年8月16日 フランクフルト空港からホテルまでの間の専用車代35,000円中の30,000円、

㊧ 同月17日 ゴミナプログラム等視察の専用車借上代85,000円中の75,000円、

㊨ 同月18日 ホテルからフランクフルト空港までの間の専用車代35,000円中の30,000円、

㊩ 同月同日 ストックホルム空港からホテルまでの間の専用車代75,000円中の72,200円、

㊪ 同月20日の専用車代150,000円から、マルメからコペンハーゲンまでの間も列車を利用した場合の列車代の増加額10,000円を控除した140,000円、

㊫ 同月22日 日本貿易振興機構等視察の際の専用車代125,000円中の115,000円、

㊬ 同月23日 ホテルからコペンハーゲン空港までの間の専用車代45,000円中の40,000円、

合計550,000円中の502,200円の支出は違法である。

㊭ ㊮で指摘したとおり、本件の専用車代はいずれも合理的必要性が全くない上に極端に高額なので、株式会社ジェイティービーの旅行代金精算書に記載されたおりの支払が現実になされたとは考えられず、高額・架空の専用車代を計上することによって岡山県に金員を支出させ、これを別の使途に流用したものと推定される。本件の専用車代の支出は、この点からも違法である。

㊯ よって、本件現地交通費の過剰支払分502,200円の支出は違法なので、

ア 小田議員に係る費用として支出された金251,100円について、支出を受けた小田議員は県に対する返還義務があり、

イ 桑山元議員に係る費用として支出された金251,100円について、支出を受けた桑山元議員は県に対する返還義務があり、

ウ 両名分の合計金額502,200円について、各支出負担行為を専決決裁した職員である岡山県議会事務局総務課長青山勝及び本来の決裁権者である岡山県

知事石井正弘は、岡山県に対する賠償義務がある。

3 事実証明書

請求人から、本件請求に係る議員派遣申請書、旅行代金見積書、旅行命令(依頼)書、旅費概算払請求内訳書、支出負担行為決議書兼支出命令書(概算払)、同(精算)、旅行代金精算書、旅程表等の写しが提出された。

二 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成18年7月14日付けをもって受理した。

三 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成18年8月11日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、陳述を希望しないとの回答があった。また、新たな証拠の提出もなかった。

四 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の請求事項は、一2のとおりであり、本件請求に係る財務会計上の行為は、小田議員及び桑山元議員の海外視察に係る費用弁償のうち、専用車使用に係る支出を監査対象とした。

2 監査の実施方法

監査は、議会事務局から関係資料の提出を求めるとともに、平成18年8月11日に議会事務局長等関係職員から事情を聴取して実施した。

五 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

海外視察旅費における専用車使用に係る支出に対する請求は理由がないものと認められるので、措置勧告は行わないものとする。

六 事実関係の確認及び判断

監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係

(1) 議員の派遣について

法第100条第12項に「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定されており、岡山県議会会議規則(昭和51年岡山県議会規則第1号)第123条第1項では「法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と規定されている。

(2) 議員の派遣に対する費用弁償について

法第203条第3項に「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」と規定されており、議員条例第3条第1項では「議会の議員が、その職務

を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。」と規定されている。

外国旅行の場合は、同条第2項ただし書において「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中指定職の職務にある者の外国旅行に関する規定の例により算出した額とする。」とされ、さらに、支給方法については、議員条例第7条の規定により、一般職の職員の旅費の支給の例によることとされている。

(3) 専用車の費用の算定について

専用車の費用は、議員条例第3条第2項の車賃に該当する。車賃についても、外国旅行の場合は、同項ただし書の規定により、旅費法の規定の例により算出した額とされ、旅費法第34条第2項に「車賃の額は、実費額による。」と規定されていることから、専用車の費用は、実費額となる。

(4) 旅費の請求及び精算の手続について

岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和27年岡山県条例第44号)第13条第1項によると「旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならない。」こととされている。また、岡山県職員等の旅費支給規則(昭和27年岡山県規則第88号。以下「旅費支給規則」という。)では、その支払を証明するに足る書類を添付することとされている。

(5) 海外視察旅行に係る事務の流れについて

議員が海外視察旅行を行うときは、視察の目的、場所、期間等を記載した議員派遣申請書を提出し、議会の議決又は議長の決裁を経た後、航空賃、現地交通費及び旅行雑費の実費額を記載した旅行者の見積書を添付して、岡山県知事に対し費用弁償を請求する。議会事務局長以下の職員は、知事の吏員として併任されており、提出された費用弁償の請求書を審査し、支出負担行為及び支出命令を行い、概算払で支出したときは、事後に、議員から行程等の変更の有無及びその内容を確認した上で、旅費支給規則に基づき書類を徴して精算を行うこととしている。

本件海外視察については、この事務の流れに沿って、規定どおり概算払及び精算の手続が行われていた。

(6) 本件海外視察の概要について

- ① 海外視察の行程等・・・別表1のとおり
- ② 専用車使用と費用等・・・別表2のとおり

2 判断

(1) 本件海外視察においては、専用車使用の必要性がなく、費用が高額に過ぎるので、議員条例に違反するとの請求人の主張について、

① 専用車の使用については、

ア 岡山県民の代表である県議会議員が、不案内な土地で、犯罪等不測の事故に遭遇することを避けるためには、専用車の使用により安全性を確保するこ

とが重要であり、また強く要請されること。

イ 視察先に対して県議会議員としての品位を保持する必要があること。

ウ 複数の施設及びホテル、空港等を効率よく移動するためには、公共交通機関よりも専用車が適していること。

エ 各視察先等の情報収集を効果的に行うためには、現地事情に通じた運転手付き専用車を使用することが視察目的達成のために有効なこと。から、専用車使用の必要性がないという主張は認められない。

② 専用車の費用について、代表的な現地旅行代理店であるガリバーズ・トラベル・アソシエイツが公表している一般的な料金表は、次のようになっている。

○ ガリバーズ・トラベル・アソシエイツ料金表

地 域 及 び 行 程	専 用 車 料 金
フランクフルト：空港から市内ホテルまで	37,600円
フランクフルト：専用車での終日市内移動	107,500円
ストットガルト：空港から市内ホテルまで	67,500円
コペンハーゲン：専用車での半日市内移動	50,100円
コペンハーゲン：専用車での終日市内移動	88,100円
	177,600円

(注) 専用車には、空港での手続及びホテルのチェックインのサポートをするアシスタントが付いている。

本件海外視察で使用された専用車の費用(別表2参照)を、個別にこの料金表と比較すると、ストットホルム空港から市内ホテルまでの費用が1割余り高いほかはすべて低額となっている。また、専用車の費用総額のみでも、同様の行程を一般的な料金表により計算した場合の総額の範囲に収まっていることから、専用車の費用は高額に過ぎるとの主張は認められない。

(2) 請求人は、本件海外視察における専用車使用は、旅費法7条の「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」に該当せず、「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」はなかったと主張するが、以上判断したように、本件海外視察における公務の内容、日程及び現地の専用車使用の料金、さらに県議会議員という立場等を総合的に勘案して、旅行命令権者が、専用車使用が「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」に当たるとして、本件海外視察における専用車の費用を支出したことは是認されるものである。

したがって、請求人の主張する「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」の推定費用を超える部分の支出は違法であるとの主張は認められない。

(3) 本件海外視察の専用車の費用は極端に高額なので旅行代金精算書に記載されたとおりの支払がなされたとは考えられず、別の使途に流用したものと推定されるため違法であるとの主張について、

- ① 専用車の費用が極端に高額であるという事実はないこと。
- ② 株式会社ジェイエービーの旅行代金精算書が、旅費支給規則の支払を証明

する書類として添付され、これを本件海外視察の旅費の支出に係る支出負担行為決議書兼支出命令書等と照合した結果、支出された旅費及びそれに含まれる専用車の費用が実額を超過している事実はなかったこと。から、専用車の費用は極端に高額なので、別の使途に流用したものと推定されるため違法であるという主張は認められない。

別表1 海外視察の行程等

年 月 日	地 域	行 程 等	交通機関
平成17年 8月15日	国内移動	岡山駅発 関西空港駅着	JR
平成17年 8月16日	空路ドイツへ	フランクフルト空港着からフランクフルト市内ホテルまで	航空機 専用車
平成17年 8月17日	フランクフルト市内	市内「ゴミプラム」及び「環境テックノロジー施設」の視察調査	専用車
平成17年 8月18日	空路スウェーデンへ	フランクフルト市内ホテルからフランクフルト空港まで フランクフルト空港からストックホルム空港まで	航空機
平成17年 8月19日	ストックホルム市内	ストックホルム空港からストックホルム市内ホテルまで	専用車
平成17年 8月20日	陸路デンマークへ	「少子化対策」、 「高齢化対策」 施設の視察調査 ストックホルム駅発、その後コペンハーゲン市内ホテル	列車 専用車
平成17年 8月21日	コペンハーゲン市内	チボリ公園の視察調査	タクシー
平成17年 8月22日	〃	日本貿易振興機構現地事務所及びニールスボーンテア研究所の視察調査	専用車
平成17年 8月23日	空路ドイツへ 空路日本へ	コペンハーゲン市内ホテルからコペンハーゲン空港まで フランクフルト空港発日本へ	専用車 航空機
平成17年 8月24日	国内移動	関西空港着 関西空港駅発 岡山駅着	JR

別表2 専用車使用と費用等

年 月 日	行 程 等	旅費支出額 (精算後) (円)	支払証明 書類
平成17年 8月16日	フランクフルト空港からフランクフルト市内ホテルまで	35,000	旅行代金精算書
平成17年 8月17日	市内「ゴミプラム」及び「環境テックノロジー施設」の視察	85,000	〃
平成17年 8月18日	フランクフルト市内ホテルからフランクフルト空港まで ストックホルム空港からストックホルム市内ホテルまで	75,000	〃
平成17年 8月20日	マルメオア市内橋視察、その後コペンハーゲン市内ホテル	150,000	〃
平成17年 8月22日	日本貿易振興機構現地事務所及びニールスボーンテア研究所の視察調査	125,000	〃
平成17年 8月23日 専用車費用 A 用	コペンハーゲン市内ホテルからコペンハーゲン空港まで 小 計	45,000 550,000	〃 〃
B 現地交通 費用(専用車費用 除く)	列車代(2人分) ストックホルム駅からマルメオまで タクシー代(2人分) (8月19日, 21日) 小 計	26,000 14,726 40,726	旅行代金精算書 現地領収書
C その他	航空運賃、宿泊代等(2人分)	1,550,642	旅行代金精算書
D 国内旅費	国内旅費(JR代、前泊代) ※ 小田議員 桑山元議員	37,470 36,760	

備考
小田議員 旅費支給額 1,108,154円・・・(A+B+C)÷2+37,470円
桑山元議員 旅費支給額 1,107,444円・・・(A+B+C)÷2+36,760円